

## 今後の検討の視点(案)

### 1. 企業評価体系における主観点の位置付け

- ✓ 地方公共団体の企業評価の体系は、大まかに以下のとおり整理できるのではないかと。
  - ・ 建設業許可: 建設業者としての最低限求められる財政力、技術力の確認
  - ・ 経営事項審査: 公共工事を受注しようとする建設業者がその経営に関する客観的事項についての審査
  - ・ 主観点: 地域の実情を踏まえ、発注者が独自に評価する事項についての審査
  - ・ 競争参加資格審査: 経営事項審査及び主観点を踏まえた企業の格付け
  - ・ 発注標準: 市場を規模、工種などによりグルーピング(ランク設定等)
  - ・ 入札参加条件: 工事ごとに当該工事を担うのにふさわしい企業について設定するランク要件、地域要件、実績等の要件

### 2. 主観点導入の意義

- ✓ 経営事項審査では、公共工事を受注しようとする建設業者の規模や経営状況に係る評価の他、建設業者の技術力や社会的貢献度についても客観的に評価している。一方、工事成績のような統一的な基準のない項目については、経営事項審査に反映されていないため、経営事項審査のみによる企業の評価では必ずしも企業の履行能力を適切に評価していない。主観点を導入することにより、建設業者の履行能力を適切に評価することが求められている。
- ✓ 新たな競争の時代において、地方公共団体においては入札契約制度改革が進められており、一般競争入札の対象範囲を大幅に拡大している。このような状況においては、平成19年3月の中央建設業審議会ワーキンググループ第二次中間とりまとめも踏まえ、工事の態様・規模に対応し、同様の特性(経営規模、施工能力、技術等)を持った企業間での競争が促進されるよう適切な環境整備を図っていく必要がある。
- ✓ 一方、多くの市町村においては、経営事項審査の結果のみによって競争参加資格審査が行われるなど、経営事項審査の結果が独り歩きしている状況も見られる。
- ✓ 地方公共団体の企業評価としては、地域の実情も踏まえて、各発注者が独自に審査する要素も含めて競争参加資格の審査を行うことが必要である。
- ✓ このため、発注者、特に市町村が経営事項審査と主観点の役割分担についての理解を深め、主観点の導入や適切な評価項目の設定をすることができるよう、主

観的事項に関する評価のマニュアルを作成することが求められている。

- ✓ その際には、経営事項審査による客観点と適切なバランスの下に、地域の実情も踏まえて、各発注者が独自に主観点の基準を設定して審査を行い、例えば、以下のような公共調達や建設産業政策による政策目的を実現することは重要である。

【主観点導入により各地域で実現されることが考えられる政策目的】

- ・ 公共工事の品質確保
- ・ 建設業者の技術力の向上
- ・ 不良・不適格業者の排除（技術と経営に優れた建設業者の育成）
- ・ 地域貢献の推進
- ・ 建設工事の安全対策の充実
- ・ 企業連携、新分野進出等建設産業政策の推進
- ・ 雇用対策の推進

### 3. 主観点の名称

- ✓ 主観的事項の審査は、実際には基準を設けて客観性・透明性をもってなされているにも関わらず、主観的事項や主観点(数)という用語が発注者の恣意性を想起させるとの指摘を受けることも懸念される。
- ✓ このため、主観的事項、主観点(数)ではなく、国民にも理解しやすい用語として、経営事項審査に対応する用語として発注者別評価、客観点(数)に対応する用語として発注者別評価点(数)と呼称を統一してはどうか。
- ✓ その際には、従来の名称を踏まえ、必要に応じ、発注者別評価(いわゆる主観的事項の審査)、発注者別評価点(数)(いわゆる主観点(数))と併記してはどうか。

### 4. 発注者別評価点(いわゆる主観点)の評価項目の設定に関する論点

- ✓ 建設業者に対し地域住民が期待する事項、建設業者の技術力・経営力や建設産業の構造、建設産業政策における課題等公共調達に際しての企業評価において考慮すべき内容は、地域によって異なるのではないか。
- ✓ このため、マニュアルの作成に当たっては、地方公共団体がその独自性を踏まえた評価項目の設定を後押しするものとし、多様性に配慮した内容とすべきではないか。
- ✓ 地方公共団体で一般的に採用されている発注者別評価点(いわゆる主観点)の評価項目は、以下のとおり、工事の内容に関連があるものと地域貢献や社会性を評価するものと分けられるが、前者を評価項目の基本としつつ、地方公共団体のニーズとして後者にも配慮すべきではないか。その際、本年4月1日から施行された新しい経営事項審査の評価項目と重複しないよう留意

すべきでないか

【工事の内容に関連がある評価項目】

- ・ 工事成績
- ・ 技術力
- ・ 安全対策
- ・ その他（表彰、ISO9001等）

【地域貢献や社会性を評価する評価項目】

- ・ 防災活動等の社会貢献
- ・ 指名停止、行政処分等不正行為
- ・ 新分野進出、企業連携等建設産業政策推進
- ・ その他の施策推進（雇用対策、環境対策）

- ✓ 特に、工事の内容に関連がある評価項目については、工事成績の実施状況、発注者支援データベースの活用状況等を踏まえ、地方公共団体の発注者としての体制に応じた評価項目の設定ができるよう配慮すべきではないか。
- ✓ また、経営事項審査と発注者別評価点（いわゆる主観点）の比率についても、地方公共団体の独自性を踏まえて設定させた評価項目を踏まえ、その施策目的が達成されるよう配慮することが望ましいのではないか。
- ✓ 発注者別評価点（いわゆる主観点）を企業評価に用いるだけでなく、工事ごとの入札参加条件や総合評価方式における技術審査、低入札価格調査の調査項目等に有効活用できないか。

5. 評価の手續及び体制の整備

- ✓ 地方公共団体において新たに発注者別評価点（いわゆる主観点）を導入する際には、そのための手續及び体制を整備することが必要なことから、マニュアルに導入のための手続き及び体制のあり方について具体的に記述することにより、発注者別評価点（いわゆる主観点）導入のフィージビリティを向上させるべきではないか。